

平成 26 年 11 月吉日

お取引先様 各位

姫路市飾磨区構 1111 番地  
株式会社 新生興業

## 建設系混合廃棄物における廃石膏ボードの排出について

拝啓 中秋の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきましてお取引様各位にご案内を申し上げます。

昨今の行政による廃棄物処理基準の厳格化に伴い、産業廃棄物処理業界を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

この 1～2 年の間に産業廃棄物、特に建設系混合廃棄物の処理基準は格段に厳格化されております。なかでも安定型最終処分場及びサーマル系リサイクル施設（セメント会社）への搬入基準においては数年前のそれと比べると全く別物となっております。

特に廃石膏ボードの取り扱いについては、廃掃法の改正により平成 18 年 6 月 1 日以降、管理型品目として処理することとなっております。（リサイクル施設を除く）

しかしながら、現在もバツカン、コンテナ回収の際に廃石膏ボードの混入が多数みられます。バツカン、コンテナへ混入された廃石膏ボードは粉々になりやすく、弊社での分別は不可能な場合が多く、適正処理を行う為に管理型処分場への処分量が日々増大しております。管理型処分場への処分量が増えれば必然的に処理コストは激増致します。このままではバツカン、コンテナの処理料金の大幅な価格改定を行わざるを得ない状況であります。

そこで排出事業者様におかれましては別紙のとおりバツカン、コンテナ及び弊社への持ち込みの場合において廃石膏ボードの完全分別をお願い申し上げます。

あわせて、誠に遺憾ではございますが平成 27 年 1 月 1 日発生分より廃石膏ボードの処理料金及び廃石膏ボードの混入が見られる混合廃棄物においては価格を改定させて頂きますことご了承くださいますようお願い申し上げます。

尚、詳しい内容については弊社担当営業までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

何卒、お取引先様のご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 建設系混合廃棄物における廃石膏ボード分別方法

### ① バックカン、コンテナの場合

#### ※排出量が多量の場合

- ・廃石膏ボード専用のバックカン、コンテナを別に設置致します
- ・フレコンバック等を利用頂くことも可能です
- ・専用バックカン、コンテナへの直接投入は可能です。  
ただし、絶対に異物混入をしないようにお願いします。
- ・水濡れをしないようにご注意願います。

#### ※排出量が少量の場合

- ・フレコンバック（土嚢袋でも可）等を利用して下さい
- ・上記を利用する場合、廃石膏ボードのみを入れてください  
異物混入があれば、リサイクル不可能な場合があります
- ・フレコンバック等で分別がされていればこぼれないようにその袋をバックカンに入れて頂いても構いません。
- ・水濡れをしないようにご注意願います。

### ② 弊社へ直接お持込みの場合

- ・出来るだけフレコンバック等の利用をお願いいたします。
- ・その他、代用の容器等を使用頂いても構いません。
- ・トラックの荷台に直接積み込みでの搬入の場合、お客様にてフレコンバックへの詰め替えをお願いいたします。フレコンバックは弊社にてご用意しております。

#### (参考)

国土交通省のリサイクルホームページより

「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル（案）」について（平成24年3月）

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/recyclehou/manual/sekkou.htm>